

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年12月24日

水曜日

第5464号

目

次

告示

○換地処分 1

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

4

○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

5

○土地改良区連合の役員の退任

告 示

富山県告示第459号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年12月22日県営農地整備事業前沢西部地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田八朗

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田八朗

1 店舗の名称及び所在地

昭和町ショッピングセンター 高岡市昭和町1丁目506-1

2 店舗を設置する者 三幸株式会社、株式会社ゲオホールディングス

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 ほか1

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 ほか1

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,188m²

(変更後) 2,615m²

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟南側／28台、B棟南側／10台

(変更後) A棟南側2箇所／44台、B棟南側／10台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟北側／166m²、B棟北側／30m²

(変更後) A棟北側／166m²、B棟北側／30m²、A棟南側／74m²

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A棟内北側2箇所／52.09m³、B棟内北側／9.69m³

(変更後) A棟内北側2箇所／52.09m³、B棟内北側／9.69m³

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) A棟荷さばき場／24時間、B棟荷さばき場／午前9時～午後4時

(変更後) A荷さばき場／24時間、B荷さばき場／午前9時～午後4時、C荷さばき場／午前0時～午前9時

4 変更の日 3(1)令和6年7月5日、3(2)～(6)令和8年8月6日

5 変更の理由 3(1)小売業を行う者を変更したため、3(2)～(6)スーパーマーケッ

トの店舗増床と、それに伴い施設の配置及び運営方法に変更が生じるため。

6 届出の日 令和7年12月5日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年12月24日から令和8年4月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田八朗

1 店舗の名称及び所在地

アピタ富山 富山市上袋100番68

2 店舗を設置する者 株式会社城南開発、ユニー株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 榎原 健 愛知県稻沢市天池五反田

町1番地 ほか24

(変更後) ユニー株式会社 代表取締役 楠原 健 愛知県稻沢市天池五反田

町1番地 ほか25

4 変更の日 令和6年11月15日 ほか

5 変更の理由 小売業者の入退店並びに小売業者の代表者および住所の変更があつたため

6 届出の日 令和7年12月11日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年12月24日から令和8年4月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田 八朗

都市計画の種類

(種類) 富山高岡広域都市計画用途地域

富山高岡広域都市計画高度利用地区

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田八朗

都市計画の種類

（種類）富山高岡広域都市計画第一種市街地再開発事業

土地改良区連合の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和7年2月8日退任した旨届出があるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年12月24日

富山県知事 新田八朗

職名	氏名	住所
理事	安田克則	射水市殿村 204番地

令和7年12月24日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
